

安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市職員の育児休業等に関する条例(平成 16 年条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

(1)から(3)まで (略)

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 か月に達する日(以下「1 歳 6 か月到達日」という。)(第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) (略)

イ及びウ (略)

第 2 条の 2 から第 8 条まで (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第 9 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 安芸高田市職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続いて勤務している職員

第 10 条から第 16 条まで (略)

(部分休業をすることができない職員)

第 17 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

(1)から(3)まで (略)

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員(その養育する子が 1 歳 6 か月に達する日(以下「1 歳 6 か月到達日」という。)(第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日)を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)

(イ) (略)

イ及びウ (略)

第 2 条の 2 から第 8 条まで (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第 9 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 安芸高田市職員の定年等に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 27 号)第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続いて勤務している職員

第 10 条から第 16 条まで (略)

(部分休業をすることができない職員)

第 17 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

<p>第 18 条及び第 19 条 (略)</p> <p>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</p> <p>第 20 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第 21 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>(委任)</p> <p>第 22 条 (略)</p>	<p>ア 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員</p> <p>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>第 18 条及び第 19 条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第 20 条 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。